

ふるさと遠野の環境報告書

(令和 3 年度)



環境フロンティア遠野主催

令和 3 年度環境に関する標語等コンクール ポスター小学生高学年の部
最優秀賞 『これからの未来へ』 遠野小学校 5 年 菊池 芽唯 さん

岩手県遠野市

一 目 次 一

はじめに	2
1 環境基本計画の概要	
(1) 画策定の目的	2
(2) 計画の責務（役割）	2
(3) 計画の期間	2
(4) 施策の体系	2
(5) 推進体制	6
2 基本目標ごとの令和3年度の実施状況と計画期間中の実績	
基本目標1 「健康で潤いのある生活」を目指して	7
(1) 清らかな水を守る	7
(2) きれいな空気を守る	8
(3) 生活環境における騒音等を防止する	8
(4) 人にやさしい生活環境を創出する	8
基本目標2 「生物の多様性の確保」を目指して	9
(1) 自然環境を保全する	9
(2) 生物の多様性を確保する	9
基本目標3 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して	10
(1) 緑地を確保する	10
(2) 身近な自然とのふれあいを促進する	10
(3) 良好な景観を保全・形成する	10
(4) 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する	11
基本目標4 「循環型社会の構築」を目指して	11
(1) 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する	11
(2) 廃棄物の適正処理を推進する	12
基本目標5 「地球環境の保全」を目指して	13
(1) エネルギーを有効に利用する	13
(2) 地域において地球環境の保全に貢献する	13
3 環境指標及び数値目標の実績（R3年度）	
基本目標1 指標	15
基本目標2 指標	15
基本目標3 指標	16
基本目標4 指標	16
基本目標5 指標	16
4 環境の現状	
(1) 自然環境	17
ア 気候	
(2) 社会環境	17
ア 人口	
イ 交通	
ウ 水道	
(3) 生活環境	18
ア 大気環境	
イ 水環境	
ウ 廃棄物	
エ 公害苦情	
(4) 環境保全活動	24
ア 活動の状況	
(5) 各町の主な取組状況	24
= 資 料 =	
ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例	31

はじめに

この報告書は、「ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例」（平成17年遠野市条例第 102号）に基づき、毎年作成するものです。

令和3年度は、第4次遠野市環境基本計画（令和3年度～令和7年度）の初年度であり、基本目標ごとの令和3年度の実施状況並びに環境指標及び数値目標の実績について報告します。

1 環境基本計画の概要

(1) 計画策定の目的

遠野市環境基本計画は、ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例第9条の規定に基づき、本市の環境施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定する計画です。

令和3年1月に、近年のさらなる環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、前計画を継承・発展させた新しい計画として、第4次遠野市環境基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

(2) 計画の責務（役割）

本計画では、目指すべき環境像の実現に向けた施策の展開や、環境指標及び数値目標の設定等、本市の環境行政に関する具体的な考え方を示します。

また、市民、滞在者、事業者及び市が行う各種の行動や事業を、環境に配慮したものへと誘導し、関係者の相互協力によって所期の目的を推進する役割を持ちます。

(3) 計画の期間

令和3年度～令和7年度

(4) 施策の体系

◆ 目指すべき環境像

「自然環境と人間生活の調和」

～遠野型環境調和社会を目指して～

◆ 基本目標と環境施策の体系

基本目標	個別目標	施策の方向
1 「健康で潤いのある生活」を目指して	(1) 清らかな水を守る	ア 安全でおいしい、良質な水道水を供給します。 イ 水質検査を実施し、安心・安全な水を確保します。 ウ 水道の水源地を保全します。 エ 下水道及び農業集落排水施設の適切な維持管理を行うとともに、未水洗化世帯や事業所に対し、接続を勧奨します。 オ 個人住宅への浄化槽の設置に対する支援を推進します。 カ 水洗化に関する普及啓発・広報活動を行います。 キ 河川の水質調査により、水質の悪化を監視します。 ク 河川への油流出事故など未然に防止するため、啓発を行います。 ケ 工場・事業所に対し、排水の適正な処理について指導します。
	(2) きれいな空気を守る	ア 工場・事業所から排出されるばい煙などによる大気汚染を防ぎます。 イ 家畜糞尿等の悪臭対策に取り組みます。 ウ 自動車のエコ運転の指導やエコカー等の導入を推進します。 エ 法令で禁止されているごみの野外焼却に対し、法令遵守の啓発を図ります。 オ 東京電力福島第一原子力発電所事故由来の放射線汚染の程度を把握するため、空間放射線量を調査します。

基本目標	個別目標	施策の方向
2 「生物の多様性の確保」を目指して	(3) 生活環境における騒音等を防止する	<p>ア 自動車騒音を抑制するため、エコ運転を実践します。</p> <p>イ 工場・事業所から発生する騒音や振動を抑制するため、指導を強化し、監視体制の充実を図ります。</p> <p>ウ 自動車騒音常時監視業務により、自動車騒音状況を把握します。</p> <p>エ 必要に応じて振動規制法、騒音規制法に基づく立ち入検査を実施します。</p> <p>オ 公共工事における低騒音・低振動型機械の使用を推進します。</p>
	(4) 人にやさしい生活環境を創出する	<p>ア 子ども、障がいのある人、高齢者、健常者などの区別なく、誰もが使いやすい歩行空間の整備を進めます。</p> <p>イ 大雨等による浸水、冠水対策を流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換を推進し、河川等改修を進めます。</p> <p>ウ 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進め、誰にでもやさしい生活環境を目指します。</p> <p>エ 空き家対策について、遠野市空家等対策本部による所有者への適正管理の働きかけや有効活用について検討します。</p>
2 「生物の多様性の確保」を目指して	(1) 自然環境を保全する	<p>ア 多くの生物の生息場所であり、水源かん養など多くの環境保全機能を有する森林を保全します。</p> <p>イ 適切な林地開発を促します。</p> <p>ウ 農地面積の維持を図ります。</p> <p>エ 土地利用の適正化に努めます。</p> <p>オ 適切な河川整備や河川清掃を行い、河川生態系の維持・回復を進めるなど、水辺の環境保全を図ります。</p>
	(2) 生物の多様性を確保する	<p>ア 早池峰国定公園、自然環境保全地域の管理、監視を行います。</p> <p>イ 森林、農地、水辺などの野生動植物の生息、生育環境を良好な状態で維持します。</p> <p>ウ 生活空間の調整を図りながら、野生動植物との共生を目指します。</p> <p>エ 希少野生動植物の保護に努めます。</p> <p>オ 在来種の生態系をおびやかす特定外来生物に関する情報を市民に広く周知します。</p> <p>カ 農作物等に被害を与える有害鳥獣対策としての電気牧柵設置及び駆除による個体数の管理を行います。</p>

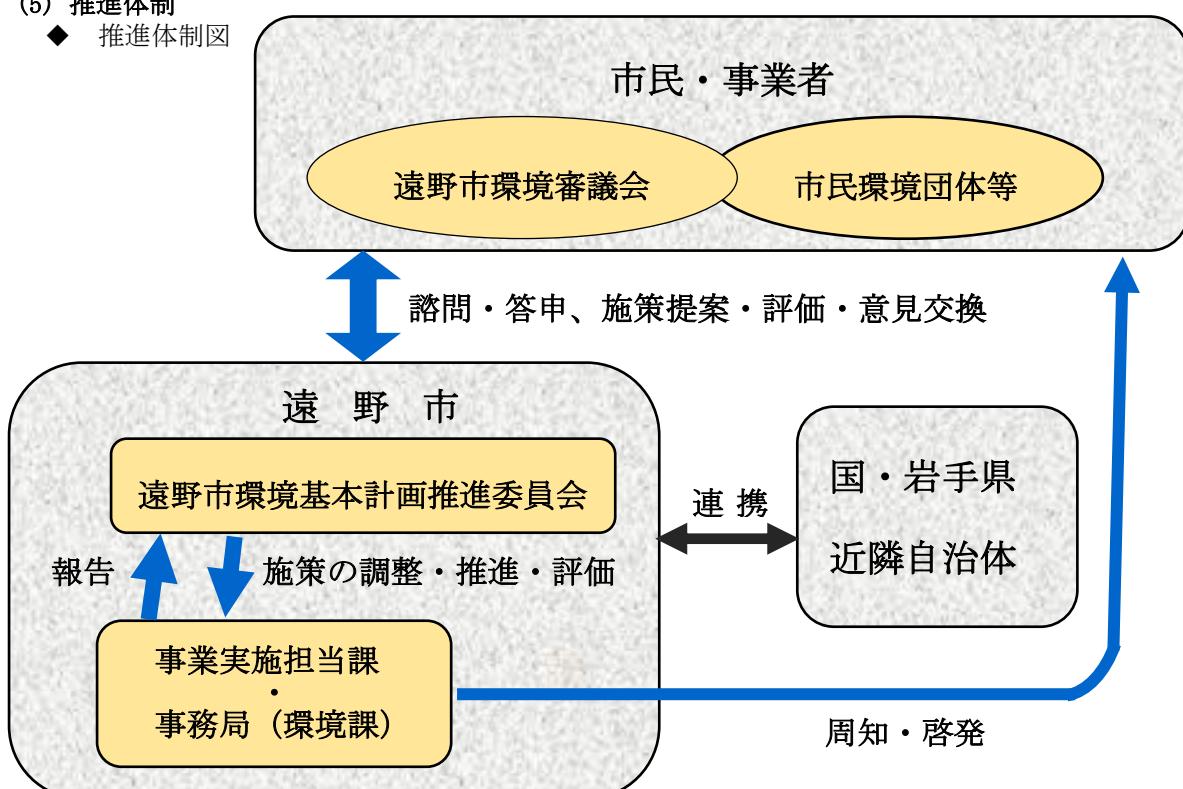
基本目標	個別目標	施策の方向
3 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して	(1) 緑地を確保する	ア 都市公園、農村公園、早瀬川緑地などの緑地を適切に管理します。 イ 公共施設敷地の緑化を推進します。 ウ 民有地の緑化を推進するとともに、適正な管理を働きかけます。
	(2) 身近な自然とのふれあいを促進する	ア いわての名水20選の稻荷穴周辺を適切に管理します。 イ 市民の身近な自然として、生活環境保全林を適切に管理し、自然に親しみやすい環境づくりを進めます。 ウ 水生生物調査の実施など自然とのふれあいの場を設けます。 エ 自然環境の重要性や公益性、多様性を学習する環境学習会を開催します。
	(3) 良好的な景観を保全・形成する	ア 建造物の景観形成の指導や誘導を図ります。 イ 調和した魅力あるまち並みへの誘導を図ります。 ウ 遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例及び遠野市景観計画に基づき、遠野らしさを醸し出す景観の保全、形成に努めます。 エ 遠野市空家等対策計画に基づき、空き家等の適正管理や利活用を促進します。 オ 土国保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能が十分に発揮できるよう、地域の共同活動による農地及び農村景観の保全を推進します。
	(4) 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する	ア 長い歴史の中で育まれてきた本市特有の歴史的・文化的遺産の保全や継承に努めます。 イ 国の重要文化的景観に選定された「遠野 荒川高原牧場 土淵山口集落」の環境保全活動を市民と協働で取り組みます。 ウ 重要文化財千葉家住宅の周辺景観の保存調査を進め、文化的景観を継承する持続可能な取り組みを推進します。
4 「循環型社会の構築」を目指して	(1) 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する	ア ごみ減量やリサイクルに関する情報など、広報活動の充実を図り、市民意識の向上に努めます。 イ ごみ減量や処理費用の応分負担を図るため、事業系不燃ごみ等の処理手数料有料化に取り組みます。 ウ 資源集団回収や生ごみ処理機等購入費に対して助成を行い、市民活動を促進します。 エ ごみ分別などの出前講座の実施やごみ処理施設の見学などを通じて、「もったいない」の意識をもつた、ごみの減量や資源化の意識啓発を図ります。 オ 市事務事業において製品の再利用や再生品の利用の拡大を図ります。 カ 市庁舎等公共施設におけるごみ減量や資源物の分別を徹底します。 キ ごみの資源化を図るため、ノートパソコンなどの小型電子機器や衣類等の分別回収を推進するとともに、資源ごみの品目を見直します。 ク 環境に配慮した製品を優先的に購入するグリーン購入を推進するとともに、市民や事業者のグリーン購入の意識啓発を図ります。

基本目標	個別目標	施策の方向
	(2) 廃棄物の適正処理を推進する	<p>ア 家庭系廃棄物の収集から最終処分まで、適正に処理します。</p> <p>イ 事業系廃棄物の適正処理について、事業者の意識啓発を図ります。</p> <p>ウ 非常災害が発生した場合、災害廃棄物の適正な処理を図ります。</p> <p>エ 感染症まん延時においても、廃棄物処理を安定的に業務継続します。</p> <p>オ 放射性物質汚染廃棄物の処理について、国・県・廃棄物処理業者と連携して進めます。</p> <p>カ ごみ出しが困難な高齢者世帯等への支援などに対応するため、地域の実情に応じた適切な収集体制の見直しを進めます。</p> <p>キ 岩手中部広域行政組合による広域不燃ごみ処理施設整備を検討するなど、持続可能なごみ処理体制の確立に向けた取組を進めます。</p> <p>ク 中部圏域各市町の最終処分場を相互に利用することができる一括管理方式の導入等を検討し、運営の効率化を図ります。</p> <p>ケ 不法投棄の防止に向け、警察と連携して監視に努めます。</p> <p>コ 地域・企業が実施する不法投棄物回収活動（環境美化活動）に協力します。</p> <p>サ ごみ集積所の整備に対する支援を行います。</p> <p>シ 不法焼却は違法行為であることの市民周知を行い、その防止を図ります。</p> <p>ス 老朽化が進行しているし尿処理施設について、市単独処理から広域処理への移行に向けて現状維持及び広域処理対応の施設整備に取り組みます。</p>
5 「地球環境の保全」を目指して	(1) エネルギーを有効に利用する	<p>ア 公共施設の照明をLED化し、消費電力の抑制に努めます。</p> <p>イ エコ運転を心掛けるなど、化石燃料の消費を減らします。</p> <p>ウ エコカー等の導入を推進します。</p> <p>エ 遠野市新エネルギー・ビジョンに基づき、新エネルギーの導入を進めます。</p> <p>オ 低炭素社会の実現に向け、木質バイオマスエネルギーの利用を進めます。</p> <p>カ 遠野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事業活動から排出される温室効果ガスの削減に向けた取組みを推進します。</p> <p>キ 製品の購入に際しては、環境負荷ができるだけ小さな製品を優先するグリーン購入に努めます。</p>

基本目標	個別目標	施策の方向
	(2) 地域において地球環境の保全に貢献する	<p>ア 二酸化炭素を吸収する森林の適正管理に努めます。</p> <p>イ オゾン層の保護に資するため、フロン排出抑制法に基づき、対象機器の管理やフロン類の適正処理の指導に努めます。</p> <p>ウ 市産材の利用や林地残材のバイオマス利用を促進します。</p> <p>エ 環境保全型農業の普及を促進します。</p> <p>オ 地球温暖化対策として化石燃料の使用抑制、新エネルギーの導入等を進めます。</p> <p>カ 呼吸障害・スマog・酸性雨などの原因となる工場・事業場から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物を含む、ばい煙の発生抑制に努めます。</p> <p>キ 「遠野市地球温暖化対策実行計画」に基づき、公共施設における温室効果ガスを把握し、排出を抑制します。</p> <p>ク 公共施設等の設備を更新する場合は、高効率な空調機・給湯器などの高効率エネルギー・システムの導入を推進します。</p> <p>ケ 新エネルギーの普及促進に向けた情報提供や啓発活動を行います。</p> <p>コ 広く情報を収集し提供するとともに、学校や地域の環境活動等の発表の場を設けます。</p> <p>サ 環境に関する講演会、自然観察会などの環境学習会を開催するとともに、環境教育・環境学習指導者を養成します。</p> <p>シ 市民・事業者・市のパートナーシップを形成するため、環境に関するボランティア活動に対して、情報・機材の提供や協力開催などの支援を行います。</p> <p>ス 市民参加の実践活動等、環境に配慮した行動の推進に努めます。</p>

(5) 推進体制

◆ 推進体制図



2 基本目標ごとの実施状況

基本目標1 「健康で潤いのある生活」を目指して

(1) 清らかな水を守る

ア 安全でおいしい、良質な水道水を供給します。
遠方監視システムにより常時水質を監視し、安心安全で良質な水道水の供給に努めました。

イ 水質検査を実施し、安心・安全な水を確保します。

水道法に基づく原水水質検査（全項目検査を年1回）及び浄水水質検査（全項目を年4回及び水質管理上必要な項目11項目については毎月）の実施、クリプトスロジウム等対策指針に基づく原水のクリプトスロジウム指標菌検査を毎日実施し、定められた水質基準を満たしていることを確認しました。

ウ 水道の水源地を保全します。

市の取水施設14施設のうち、畠屋浄水場及び上宮守浄水場の取水堰の改良工事を実施し、水源の保全に努めました。

エ 下水道及び農業集落排水施設の適切な維持管理を行うとともに、未水洗化世帯や事業所に対し、接続を勧奨します。

下水道排水設備計画の確認申請件数は、72件（個人50件、事業所等22件）でした。

早瀬町一丁目から四丁目まで及び松崎町白岩地内の未水洗化世帯を対象に、文書による接続勧奨を実施した結果、2世帯が下水道に接続しました。

また、下水道供用区域内の一部で、汚物が下水管に詰まり、排水が流れにくくなる事例が生じたため、区域内の使用世帯に対して、下水道の適正な使用について文書で周知を図りました。

オ 個人住宅への浄化槽の設置に対する支援を推進します。

浄化槽設置整備事業費補助金の活用件数は、43件でした。

松崎町光興寺及び宮守町達曾部地内の浄化槽未設置世帯を対象に、啓発文書の送付後に戸別訪問を行い、各世帯の状況の聴き取りを行う等、重点的に啓発活動を実施しました。

また、綾織町、小友町、附馬牛町及び青笹町内の浄化槽未設置世帯に啓発文書を送付しました。これらの取組の実施後に、7世帯が補助制度を活用し、住宅に浄化槽を設置しました。

カ 水洗化に関する普及啓発・広報活動を行います。

カード型下水道広報パンフレットとして全国で人気の「マンホールカード」を制作し、めがね橋直売所（道の駅みやもり内）で配布を開始しました（令和3年度の配布実績：約2,600枚）。

広報及び市ホームページのほか、排水設備工事指定店や浄化槽工事事業者の協力をいただき、水洗化の必要性や補助制度について、市民に広く周知を図りました。

また、市ホームページで、下水道や浄化槽の適切な使用に関する注意喚起を行いました。

キ 河川の水質調査により、水質の悪化を監視します。

11河川16箇所で2回の水質調査を実施しましたが、基準値を超える場所及び項目はありませんでした。

また、岩手県が実施した調査においても、基準値を超える場所及び項目はありませんでした。

ク 河川への油流出事故など未然に防止するため、啓発を行います。

広報で、一般家庭のホームタンクや事業所のタンクから灯油等の油類が漏れ出さないよう啓発を行いました。

また、油漏れ事故の発生時は、消防及び油処理業者等と連携し、河川への油の流出防止に努めました。

ケ 工場・事業所に対し、排水の適正な処理について指導します。

工場・事業所の排水対策の具体的取組として、市と事業者間で締結する公害防止協定があります。公害防止協定は事業者の義務ではありませんが、協定を締結している場合、事業者は自ら水質検査を行い、その結果を市に報告することとなっています。令和3年度の水質調査では、基準を超える報告はありませんでした。

また、小友町外山地区の太陽光発電事業地から発生した濁水については、事業者と締結した「環境保全、公害防止に係る協定書」に基づき、事業者に対策を指導しました。

(2) きれいな空気を守る

ア 工場・事業所から排出されるばい煙などによる大気汚染を防ぎます。

岩手県の調査によると、大気汚染防止法で定められているばい煙等について、基準値を超える数値は計測されませんでした。

イ 家畜糞尿等の悪臭対策に取り組みます。

岩手県等の関係機関と連携しながら、家畜排せつ物の適切な保管方法、圃場への散布等の処理方法を指導し、悪臭の発生防止に取り組みました。

ウ 自動車のエコ運転の指導やエコカー等の導入を推進します。

次世代自動車の充電インフラの整備や普及啓発を行い、環境にやさしい移動手段の確保を図りました。市内5箇所（市民センター、遠野風の丘、めがね橋直売所、産直ともちやん及び産直かみごう）に急速充電器が設置されており、適切な管理を行いました。

エ 法令で禁止されているごみの野外焼却に対し、法令遵守の啓発を図ります。

野外焼却に関し、市ホームページで注意喚起を行いました。

また、火入れに関しては、広報により注意喚起を行いました。なお、住民等から情報が寄せられた場合は、現地を確認し、行為者に対し指導を行いました。

オ 東京電力福島第一原子力発電所事故由来の放射線汚染の程度を把握するため、空間放射線量を調査します。

令和3年10月に、市内小学校11校で空間放射線量測定を実施した結果、全ての地点で国が定める除染基準値を下回りました。

(3) 生活環境における騒音等を防止する

ア 車騒音を抑制するため、エコ運転を実践します。

家庭や事業所でのエコ運転を推奨した結果、騒音基準値の超過は、ありませんでした。

イ 事業所から発生する騒音や振動を抑制するため、指導を強化し、監視体制の充実を図ります。

騒音、振動に関する各種届出書等の相談や騒音測定器の貸出しを行いました。

また、届出件数は11件であり、騒音測定器の貸出しは4回でした。

ウ 車騒音常時監視業務により、自動車騒音状況を把握します。

令和3年度は、国道340号で実施しました。結果は、騒音規制基準値を下回っています。

エ 必要に応じて振動規制法、騒音規制法に基づく立入検査を実施します。

実施案件は、ありませんでした。

オ 工事における低騒音・低振動型機械の使用を推進します。

騒音・振動に関し、基準値を超える工事はありませんでした。

また、建設業者は、環境に配慮し、低騒音・低振動型機械の使用に努めています。

(4) 人にやさしい生活環境を創出する

ア 子ども、障がいのある人、高齢者、健常者などの区別なく、誰もが使いやすい歩行空間の整備を進めます。

市道土淵上郷線において、段差が少なく出入りがしやすいフラットタイプの歩道を整備しました。

イ 雨等による浸水、冠水対策を流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換を推進し、河川等改修を進めます。

大雨等による浸水等の危険がある区域等は、遠野市土砂・浸水ハザードマップで示しています。

岩手県が定めた猿ヶ石川と早瀬川の浸水想定区域は、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を示しています。

ウ 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進め、誰にでもやさしい生活環境を目指します。

新築及び改修等を行った公共施設は、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備に努めました。

エ 空き家対策について、遠野市空家等対策本部による所有者への適正管理の働きかけや有効活用について検討します。

空き家の適正管理や利活用の重要性等をまとめた情報冊子を作成し、市役所の窓口等に配架したほか、所有者向けに送付し、啓発に努めました。

基本目標2 「生物の多様性の確保」を目指して

(1) 自然環境を保全する

ア 多くの生物の生息場所であり、水源かん養など多くの環境保全機能を有する森林を保全します。
造林 55.35ha、下刈り 165.41ha、除伐 9.84ha、間伐 196.10ha 等を実施し、適切な森林の保全に努めました。

イ 適切な林地開発を促します。

山林の保有する治山治水、水源涵養機能を低下させないため、伐採届の適切な管理により、適切な林地開発行為を促しました。

ウ 農地面積の維持を図ります。

市内の農地がフル活用され農地面積が維持されるよう、耕作放棄地や不作付地の遊休農地の解消及び担い手に農地を集約する取組を行いました。経営所得安定対策制度により水田の活用を推進したほか、地域農業マスターplanに基づく農地中間管理事業の推進と、担い手や集落営農組織への農地集積・集約のためアドバイザーによる訪問活動等を実施し、新たに11経営体が認定農業者となつたほか、農地再生事業の活用により1.26haの農地が再生されました。

また、農地の汎用化と農地集積のため、ほ場整備を推進し、農地面積の維持を図りました。

エ 土地利用の適正化に努めます。

市内11地区で策定した「地域農業マスターplan（人・農地プラン）」により、各地区における農地の問題を解決するため、農業者等による推進班会議を実施しました（新型コロナウイルス感染症の拡大により、11地区中5地区の開催となりました）。

また、農業委員会、関係機関・団体と連携し、耕作放棄地や不作付地の解消に向けて農地パトロールによる利用状況調査を実施しました。

オ 適切な河川整備や河川清掃を行い、河川生態系の維持・回復を進めるなど、水辺の環境保全を図ります。

市民協働による河川清掃を行い、景観を維持しました。

また、児童が水生生物による水質調査を行い生態系の確認、関係機関による河川の整備により、水辺の環境保全を図りました。

(2) 生物の多様性を確保する

ア 早池峰国定公園、自然環境保全地域の管理、監視を行います。

自然公園保護管理員を1名、自然保護指導員を6名配置し、巡回や適切な利用の指導を行いました。

また、早池峰国定公園では、花巻市、宮古市を含む3市で構成されている早池峰国定公園地域協議会で連携し、登山者へのマナー啓発や盗採防止パトロールを行いました。

イ 森林、農地、水辺などの野生動植物の生息、生育環境を良好な状態で維持します。

自然保護指導員によるパトロールや環境整備を実施したほか、有識者との現地調査を行い、野生動植物の保護に努めました。

ウ 生活空間の調整を図りながら、野生動植物との共生を目指します。

野生イノシシやニホンジカの個体数が増加していることから、野生動物との共生に向け、捕獲による適正な個体数管理や、農作物及び生活環境被害を防ぐため、防護柵の設置を行いました。

エ 希少野生動植物の保護に努めます。

自然公園保護管理員や自然保護指導員によるパトロールや環境整備の実施、有識者との現地調査により野生動植物の保護に努めました。（市内では「いわてレッドデータブック」にAランクの絶滅危惧種としてクロシジミが指定されています。）

オ 在来種の生態系をおびやかす特定外来生物に関する情報を市民に広く周知します。

オオハングンソウやオオキンケイギクなどの特定外来生物について、広報及び市ホームページで情報提供を行うとともに、駆除方法についての周知にも努めました。

カ 農作物等に被害を与える有害鳥獣対策としての電気牧柵設置及び駆除による個体数の管理を行います。

ニホンジカ被害対策とし、電気牧柵の設置に係る補助を行っているほか、平成16年度から有害捕獲と狩猟を実施し、令和元年度は1,858頭、令和2年度は2,371頭、令和3年度は2,784頭を駆除しており、年々駆除頭数を増加させ、捕獲圧を高めています。

※捕獲圧…有害捕獲や狩猟等によって野生鳥獣に与える影響をいいます。

基本目標3 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して

(1) 緑地を確保する

ア 都市公園、農村公園、早瀬川緑地などの緑地を適切に管理します。

公園や緑地については、地域住民や観光客が集い憩える潤いのある空間の維持管理に努めました。

また、観光客も多く訪れる鍋倉公園については、眺望を阻害する高木の伐採を計画的に行う等環境整備に努めました。

イ 公共施設敷地の緑化を推進します。

鍋倉公園の樹木の植樹、高木化した一部樹木の伐採・剪定を行い、利用者に気持ちよく散策を楽しんでもらえるよう環境を整備しました。

ウ 民有地の緑化を推進するとともに、適正な管理を働きかけます。

上郷町の初山市有林において、「未来につなぐ森林（もり）づくり」をテーマに市民参加の遠野市緑化祭『里山フェスタ2021』を開催しました。新型コロナウイルス感染症対策として、参加者を制限し、地域住民等48名によりカラマツを植樹し、里山作りを行いました。

(2) 身近な自然とのふれあいを促進する

ア いわての名水20選の稻荷穴周辺を適切に管理します。

地域と連携して、年間を通して環境整備を実施しました。

また、湧水について水質調査や滅菌処理を実施する等、飲料用としての安全性を確認しました。

イ 市民の身近な自然として、生活環境保全林を適切に管理し、自然に親しみやすい環境づくりを進めます。

市内の森林保全団体が、大学生スタッフを中心に市内小中学生約20名と、「共にエコキャンプ」と称して4日間、落ち葉拾いや枝拾い等を行い、環境整備を行いました。

ウ 水生生物調査の実施など自然とのふれあいの場を設けます。

児童館、児童クラブ及び小中学校を対象に、水生生物による水質調査実施団体を募集したところ、18団体の応募があり、13団体で調査を実施しました。実施できなかった団体は、水生生物による、環境学習会を行いました。

エ 自然環境の重要性や公益性、多様性を学習する環境学習会を開催します。

エコクラブ登録団体を募集し、自然環境に関する学習や体験を実施しました。市の出前講座メニューに環境学習会を取り入れ、1児童館、1小学校で環境学習会を行うとともに、ごみ処理施設の見学を実施しました。

(3) 良好的な景観を保全・形成する

ア 建造物の景観形成の指導や誘導を図ります。

大規模な建築や開発の計画に対しては、「遠野市景観計画による届出行為等に関する条例」に基づく事前相談及び届出を求め、良好な景観が維持されるよう努めました。

イ 調和した魅力あるまち並みへの誘導を図ります。

大規模な建築や開発の計画に対しては「遠野市景観計画による届出行為等に関する条例」に基づく事前相談及び届出を求め、良好な景観が維持されるよう努めました。

ウ 遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例及び遠野市景観計画に基づき、遠野らしさを醸し出す景観の保全、形成に努めます。

「遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例」及び遠野市景観計画に基づき、「永遠の日本のふるさと遠野」を理想像とする本市の景観資源と調和した適正な再生可能エネルギーの導入に向けた準備を進めました。

- エ 遠野市空家等対策計画に基づき、空き家等の適正管理や利活用を促進します。
空き家が良好な景観の保全・形成に悪影響を与えないよう、空き家所有者向けに情報冊子を送付し適正管理の啓発を行いました。
- オ 土国保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能が十分に發揮できるよう、地域の共同活動による農地及び農村景観の保全を推進します。
中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の活用により、地域の共同活動を支援し、農用地の維持や耕作放棄の防止による多面的機能の維持発揮に取り組みました。
中山間地域等直接支払制度では68,010 a、多面的機能支払制度では 230,884 a がそれぞれ対象農地として計画され、農地・農道・水路等や農地周辺の環境整備、遊休農地発生防止等、地域が主体となって地域資源の質的向上に取り組みました。

(4) 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する

- ア 長い歴史の中で育まれてきた本市特有の歴史的・文化的遺産の保全や継承に努めます。
重要文化財千葉家住宅整備事業や遠野遺産認定事業、郷土芸能の伝承活動の推進のほか、各種文化財の調査等を実施するなど、本市特有の歴史的・文化的遺産を活用しながら保全や継承に努めました。
- イ 国の重要文化的景観に選定された「遠野 荒川高原牧場 土淵山口集落」の環境保全活動を市民と協働で取り組みます。
荒川高原牧場の活用策について、情報発信の方法や来訪者の増加を図るため、「遠野の景観」保存調査委員会委員や牧場関係者と検討を重ねました。
また、土淵町山口自治会と連携し、茅刈り体験会と薪割り体験会を実施し、『遠野物語』の里に関心を持ってもらえるきっかけとすることができました。このほか、山口自治会員が、支障木の伐採や使われていないごみ置き場を撤去するなどして、眺めの良い景観とすることができます。
- ウ 重要文化財千葉家住宅の周辺景観の保存調査を進め、文化的景観を継承する持続可能な取り組みを推進します。
令和4年度から有識者や「重文千葉家の活用を考える会」の会員、地域住民などの協力を得ながら、保存調査のための実施体制などについての検討を予定しています。このほか文献資料などの調査にも取組む予定です。

基本目標4 「循環型社会の構築」を目指して

- (1) 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する
- ア ごみ減量やリサイクルに関する情報など、広報活動の充実を図り、市民意識の向上に努めます。
遠野市公衆衛生組合連合会と連携し、食品ロス削減の推進、生ごみ処理機等購入費に対する助成、市内20世帯を対象としたキエーロ市民モニターの募集及び生ごみの水切りによるもえるごみ減量等について広報で周知し、市民に対する意識啓発を行いました。
また、遠野テレビを活用したごみ分別啓発CM放送やキエーロ市民モニターの実施等により、資源の循環的利用とごみ減量化を推進しました。
- イ ごみ減量や処理費用の応分負担を図るため、事業系不燃ごみ等の処理手数料有料化に取り組みます。
スケジュールの作成を行いました。令和4年度に制度設計を加速化し、事業所、市民及び一般廃棄物処理業許可業者からの理解を得ながら、令和5年度からの有料化を目指します。
- ウ 資源集団回収や生ごみ処理機等購入費に対して助成を行い、市民活動を促進します。
遠野市公衆衛生組合連合会において、登録団体が資源物を回収し、回収業者に売却した量に応じて奨励金を交付し、資源回収を推進しました。令和3年度は36団体が登録し、135 t の資源回収が行われました。
また、生ごみ処理機等購入費に対する助成については、生ごみ処理機及び生ごみ処理容器各5台に対して助成を行いました。
- エ ごみ分別などの出前講座の実施やごみ処理施設の見学などを通じて、「もったいない」の意識をもった、ごみの減量や資源化の意識啓発を図ります。
市内1小学校、1児童館からの申込で、子ども向け環境学習会を実施し、ごみの減量や資源化の意識啓発を行いました。
- オ 市事務事業において製品の再利用や再生品の利用の拡大を図ります。

市職員用ネットワークシステム掲示板で、エコ活動やリサイクル運動啓発を図りました。

カ 市庁舎等公共施設におけるごみ減量や資源物の分別を徹底します。
各施設において、ごみ減量を意識し、資源物の分別を徹底しました。

キ ごみの資源化を図るため、ノートパソコンなどの小型電子機器や衣類等の分別回収を推進とともに、資源ごみの品目を見直します。

市役所本庁舎、宮守総合支所及び各地区センターに専用回収ボックスを設置することで、ごみの分別、資源化を図りました（衣類等の専用回収ボックスは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度から休止）。

ク 環境に配慮した製品を優先的に購入するグリーン購入を推進するとともに、市民や事業者のグリーン購入の意識啓発を図ります。

「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を市ホームページに掲載し、環境に配慮した製品購入の推進と意識啓発に努めました。

(2) 廃棄物の適正処理を推進する

ア 家庭系廃棄物の収集から最終処分まで、適正に処理します。

家庭系廃棄物は、もえるごみは岩手中部クリーンセンターで焼却し、不燃ごみは再生利用施設で破碎処理する等、ごみ品目に応じた中間処理等を行ったほか、飛灰等を最終処分場に埋め立て、適正処理を行いました。

イ 事業系廃棄物の適正処理について、事業者の意識啓発を図ります。

事業者系ごみは、排出者による処理責任が義務付けられていることから、適正処理に係る啓発文書を事業者に送付したほか、市ホームページで啓発を行いました。

ウ 非常災害が発生した場合、災害廃棄物の適正な処理を図ります。

令和3年度に、災害廃棄物はありませんでした。発災時に備えて廃棄物再生利用施設などの浸水対策の検討を進めました。

エ 感染症まん延時においても、廃棄物処理を安定的に業務継続します。

一般廃棄物収集運搬許可業者において、従業員の感染対策に努め、感染拡大下でもごみ収集が停滞しないよう取り組んだほか、市民に対し、もえるごみの排出時はごみ袋の口をしっかりと縛って封をする等、感染リスクを低減させるよう、市ホームページに掲載し、啓発を行いました。

オ 放射性物質汚染廃棄物の処理について、国・県・廃棄物処理業者と連携して進めます。

国、県及び廃棄物処理業者と連携し、廃棄物処理を進めました。

カ ごみ出しが困難な高齢者世帯等への支援などに対応するため、地域の実情に応じた適切な収集体制の見直しを進めます。

市社会福祉協議会と連携し、ごみ出しが困難な世帯に係る課題の把握に努めました。

キ 岩手中部広域行政組合による広域不燃ごみ処理施設整備を検討するなど、持続可能なごみ処理体制の確立に向けた取組を進めます。

不燃ごみ処理の広域化を令和8年度に控える中、北上市に建設予定の広域不燃ごみ処理施設まで遠方であるという本市の地理的状況から、中継施設の整備による不燃ごみの搬送について検討を進めました。

ク 中部圏域各市町の最終処分場を相互に利用することができる一括管理方式の導入等を検討し、運営の効率化を図ります。

現在は、不燃ごみ処理広域化に係る事業を進めている段階のため、未着手です。

ケ 不法投棄の防止に向け、警察と連携して監視に努めます。

遠野市公衆衛生組合連合会と連携し、地域住民による監視活動や啓発看板の掲示等、不法投棄防止対策を進めたほか、発生事案の内容に応じて警察との連携に努めました。

コ 地域・企業が実施する不法投棄物回収活動（環境美化活動）に協力します。

遠野市公衆衛生組合連合会の構成員である公衆衛生組合（自治会）が行う道路清掃活動や河川清掃活動に対し、補助金による支援を行うとともに、環境美化活動により集められたもえるごみの処

理手数料を減免する等、地域の環境美化活動を推進し、道路環境整備活動については人口の53.3%が、河川清掃活動については人口の23.2%が参加しました。

サ ごみ集積所の整備に対する支援を行います。

遠野市公衆衛生組合連合会を通じて、ごみ集積所の管理者である各自治会へごみ箱修繕に係る助成を行っていますが、令和3年度は6件の助成となりました。

シ 不法焼却は違法行為であることの市民周知を行い、その防止を図ります。

不法焼却は、法律で罰則が定められており、違法であることについて、広報で周知を図りました。

ス 老朽化が進行しているし尿処理施設について、市単独処理から広域処理への移行に向けて現状維持及び広域処理対応の施設整備に取り組みます。

広域処理へ向けた方針が決定され、現し尿処理施設の一部を改修し、広域処理対応施設（中継施設）として継続使用する検討を進めています。

基本目標5 「地球環境の保全」を目指して

(1) エネルギーを有効に利用する

ア 公共施設の照明をLED化し、消費電力の抑制に努めます。

遠野市公共施設等総合管理計画、照明のLED化について記載するとともに、計画的に公共施設の照明改修を行い、消費電力の削減を図りました。

イ エコ運転を心掛けるなど、化石燃料の消費を減らします。

次世代自動車の充電インフラの整備や普及啓発の実施により、化石燃料消費の削減を図りました。市ホームページにエコドライブ情報を掲載し、エコ運転の実践を促しました。

ウ エコカー等の導入を推進します。

ハイブリッド自動車や電気自動車等、公用車の低燃費車の導入を推進する等、次世代自動車の普及啓発を図りました。

エ 遠野市新エネルギービジョンに基づき、新エネルギーの導入を進めます。

「遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーとの調和に関する条例」に基づき、適正な再生可能エネルギーの導入に向けた準備を進めました。

市内で導入が検討されている風力発電事業地の視察を行うなど、大規模な発電事業の現状確認を行いました。

オ 低炭素社会の実現に向け、木質バイオマスエネルギーの利用を進めます。

令和3年度は、木工団地内の木質バイオマスの現況把握と可能性調査を行いました。

また、一定規模以上のチップボイラーを保有している市内の事業所に運用状況のアンケートを実施し、化石燃料から木質バイオマスへの代替可能性の調査も行いました。

カ 遠野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事業活動から排出される温室効果ガスの削減に向けた取組みを推進します。

市役所各課等に、地球温暖化対策推進員を定め、温室効果ガスの削減活動の啓発に努めました。

また、定期的に、COOL CHOICEを含めた身近なエコ活動情報について職員に周知しました。

公共施設においては、空調や給湯等の熱源として木質バイオマスを燃料とするボイラー等を導入し、施設から排出される温室効果ガスの削減を図りました。

キ 製品の購入に際しては、環境負荷ができるだけ小さな製品を優先するグリーン購入に努めます。

地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」をホームページに掲載し、脱炭素社会づくりに貢献する「製品の買換え」を推進しました。今後は、製品の買換え時にはグリーン購入に努めるようさらなる情報発信が必要となっています。

(2) 地域において地球環境の保全に貢献する

ア 二酸化炭素を吸収する森林の適正管理に努めます。

森林の適正な管理を促進するため、市内民有林の森林整備事業（植栽、下刈り、保育間伐等）を443.51ha実施しました。そのうち、私有林の森林整備事業に係る経費に対しては補助金を交付し、適切な森林整備を促進しました。

イ オゾン層の保護に資するため、フロン排出抑制法に基づき、対象機器の管理やフロン類の適正処理の指導に努めます。

適正に処理されており、指導案件はありませんでした。

ウ 市産材の利用や林地残材のバイオマス利用を促進します。

市産木材の利用を推進するため、「遠野市木づかい事業費補助金」により、市内の新規住宅に使用される市産木材に対する補助を4件行いました。

また、林地残材をバイオマス材として利用する機運を高めるため、市内事業所に対し、林地残材の搬出に対する補助を行いました。

エ 環境保全型農業の普及を促進します。

農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献するため、より環境保全の効果が高い営農活動（環境保全型農業）に地域でまとまりをもって取組むことができるよう、環境保全型農業直接支払制度の活用により、意欲ある農業者を支援した結果、実施面積は前年度比 29 a 増の 734 aとなりました。

オ 地球温暖化対策として化石燃料の使用抑制、新エネルギーの導入等を進めます。

市内の温暖化効果ガスの排出状況を確認し、化石燃料の使用抑制に努めました。

また、国内で使用されている電気の76%（2019年）は化石燃料を使用した火力発電で発電されているため、クールビズの推進や節電といった省エネを推進したほか、景観資源等と調和した適正な新エネルギーの導入に努めました。

カ 呼吸障害・スマog・酸性雨などの原因となる工場・事業場から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物を含む、ばい煙の発生抑制に努めます。

工場及び事業所からの排出はありませんでした。

また、PM 2.5（微小粒子状物質）及び光化学オキシダント情報を、市ホームページで公表しました。

キ 「遠野市地球温暖化対策実行計画」に基づき、公共施設における温室効果ガスを把握し、排出を抑制します。

市役所内に、遠野市地球温暖化対策推進員を定め、温室効果ガス量の調査を行うとともに、手軽にできるエコ活動、脱炭素の活動内容を共有し、排出抑制に努めました。

ク 公共施設等の設備を更新する場合は、高効率な空調機・給湯器などの高効率エネルギーシステムの導入を推進します。

公共施設の空調や給湯等の熱源として、木質バイオマスを燃料とするボイラー等を導入し、施設エネルギーコストの削減を図りました。

ケ 新エネルギーの普及促進に向けた情報提供や啓発活動を行います。

本庁舎屋上に設置している太陽光発電の発電量を見る化しているほか、市内で新たに導入が検討されている再生可能エネルギーに関する情報を入手した場合には、関係する地区センター等に情報共有を実施するなど、新エネルギーの普及促進に向け取り組みました。

コ 広く情報を収集し提供するとともに、学校や地域の環境活動等の発表の場を設けます。

環境フロンティア遠野（市内の環境団体や環境問題に興味のある個人で構成する団体）が「明日の遠野の環境を考えるフォーラム2021」を開催し、約60名の参加がありました。小学校2学級、1団体の環境に関する活動の発表を行いました。併せて、環境に関する標語等や写真コンクールを開催し、環境に関する発表の場としました。

サ 環境に関する講演会、自然観察会などの環境学習会を開催するとともに、環境教育・環境学習指導者を養成します。

「明日の遠野の環境を考えるフォーラム2021」において、環境に関する講演会を行いました。

また、児童館、児童クラブや小学校を含む13団体で水生生物による水質調査、ごみ環境学習会を行いました。児童館、児童クラブや小学校がエコクラブ活動することで、環境教育・環境学習指導者の養成に努めました。

シ 市民・事業者・市のパートナーシップを形成するため、環境に関するボランティア活動に対して、情報・機材の提供や協力開催などの支援を行います。

遠野市公衆衛生組合連合会や環境フロンティア遠野などと連携し、環境に対する活動の情報提供を行いました。河川清掃、道路清掃や植林等、各団体、行政が協力開催し、ボランティア活動も活発に行われました。

また、河川の管理について、岩手県と、のり面草刈り機の借用要望と検討を行いました。

ス 市民参加の実践活動等、環境に配慮した行動の推進に努めます。

多くの市民が河川清掃や春・秋の大掃除週間に参加し、環境活動の実践に取り組みました。

3 環境指標及び数値目標の実績（R 3年度）

基本目標1 「健康で潤いのある生活」を目指して

■ 数値目標と達成率

(達成率：B/A×100)

項目	目標 A	実績 B	達成率	担当
BOD環境基準達成率 ※	100.0%	100.0%	100.0%	環境課
水道管路の更新延長	6,540m	5,220m	79.8%	
水洗化率	67.8%	67.8%	100.0%	上下水道課

※ BOD環境基準達成率：公共用水域の水質については、市内A類型指定の2河川4箇所と類型指定のない8河川9箇所で水質調査を実施しました。（BODについては、P21参照）

調査した全ての河川は、基準値以内で水質は良好な状態を保っています。

基本目標2 「生物の多様性の確保」を目指して

■ 数値目標と達成率

(達成率：B/A×100)

項目	目標 A	実績 B	達成率	担当
自然環境保全地域数 ※1	4箇所	4箇所	100.0%	
特定植物等群落数 ※2	8箇所	8箇所	100.0%	環境課
鳥獣保護区数 ※3	6箇所	6箇所	100.0%	
多面的機能支払事業取組農地の割合	54.3%	54.4%	100.1%	
中山間地域等直接支払事業取組農地の割合	19.2%	19.3%	100.5%	農林課

※1 自然環境保全地域 () は位置

早池峰国定公園（附馬牛町）、琴畠湿原（土淵町）、荒川高原（附馬牛町）、大洞カルスト（附馬牛町）

※2 特定植物等群落 () は位置

早池峰山の高山植物（附馬牛町：早池峰山高山帯）、早池峰山の針葉樹林（附馬牛町：早池峰山高山帯一帯）、猿屋裏の高層湿原（附馬牛町：天野山）、薬師岳のアオモリトドマツ林（附馬牛町：薬師岳中腹以高-山頂部）、琴畠の中間湿原（土淵町：石仏山北方山落葉沢）、六角牛山のエゾスグリ（青笹町：六角牛山中腹以高-山頂部）片岩の石灰岩植物（上郷町：片岩）、貞任のハンノキ林（土淵町：貞任）

※3 鳥獣保護区 () は位置

早池峰山〈特別保護地区〉（附馬牛町）、たかむろ（土淵町）、遠野市鍋倉城（遠野町）、遠野市小友（小友町）、遠野市上郷町中山（上郷町）、仙人峠（上郷町）

基本目標3 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して

■ 数値目標と達成率

(達成率：B/A×100)

項目	目標 A	実績 B	達成率	担当
遠野遺産認定件数（累計）	162件	166件	102.5%	文化課
指定文化財説明板設置件数（累計）	97基	100基	103.1%	

基本目標4 「循環型社会の構築」を目指して

■ 数値目標と達成率

(達成率：B/A×100)

項目	目標 A	実績 B	達成率	担当
市民一人1日当たりのごみ排出量	859 g	869 g	92.8%（※1）	環境課
リサイクル率（※2）	29.3%	27.2%	92.8%	環境課

※1 ゴミ排出量の達成率は、排出量を減らすことが目標であることから、A/B×100で求めました。

※2 リサイクル率は、ごみ排出量のうち、どれだけ資源化したかを示す数値です。

基本目標5 「地球環境の保全」を目指して

■ 数値目標と達成率

(達成率：B/A×100)

項目	目標 A	実績 B	達成率	担当
森林整備面積	490.00ha	443.51ha	90.5%	農林課
民有林再造林面積	65.00ha	49.86ha	76.7%	
市民環境団体登録数	73団体	56団体	76.7%	環境課
小中学校等の環境学習及び環境活動の実施	97回	95回	97.9%	
市内のエネルギー消費量に占める新エネルギーの割合	17.3%	20.0%	115.6%	経営企画課

4 環境の現状

(1) 自然環境

ア 気候

令和3年の気候及び過去5年間の気象状況は、次のとおりです。

■ 遠野市の気温（平均・最高・最低）、降水量、最深積雪

	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	過去5年平均
気温 (℃)	平均	9.4	9.9	10.0	10.3	9.5
	最高	33.2	34.9	34.1	33.7	34.2
	最低	-18.0	-17.9	-13.0	-13.2	-18.7
年間降水量 (mm)	1,087.0	1,121.5	1,018.5	1,276.0	1,172.1	1,135.0
最深積雪 (cm)	14	32	11	10	23	18.0

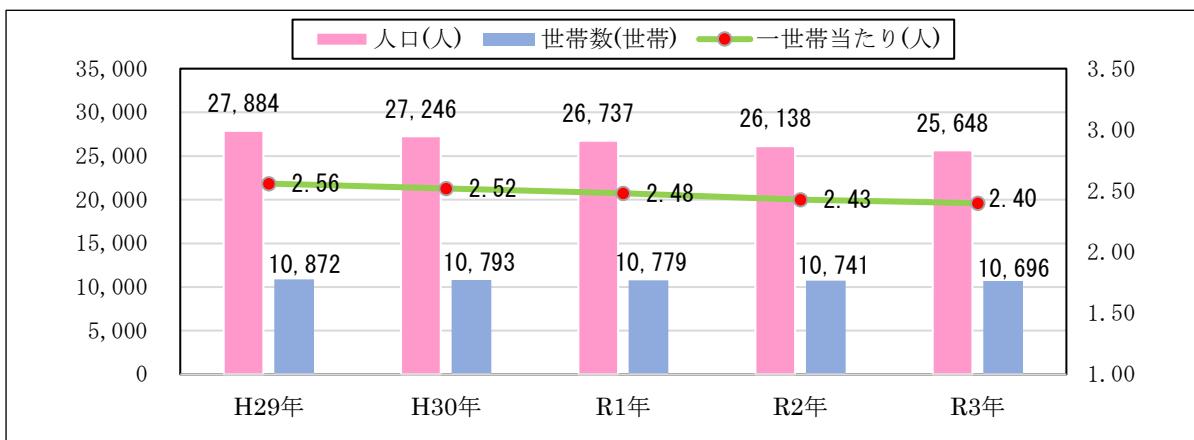
(気象庁 遠野 年ごとの値から抜粋)

(2) 社会環境

ア 人口

令和3年9月末人口は25,648人、世帯数は10,696世帯で、ともに減少しています。また、1世帯当たりの人数は2.40人です。

■ 人口、世帯数の推移



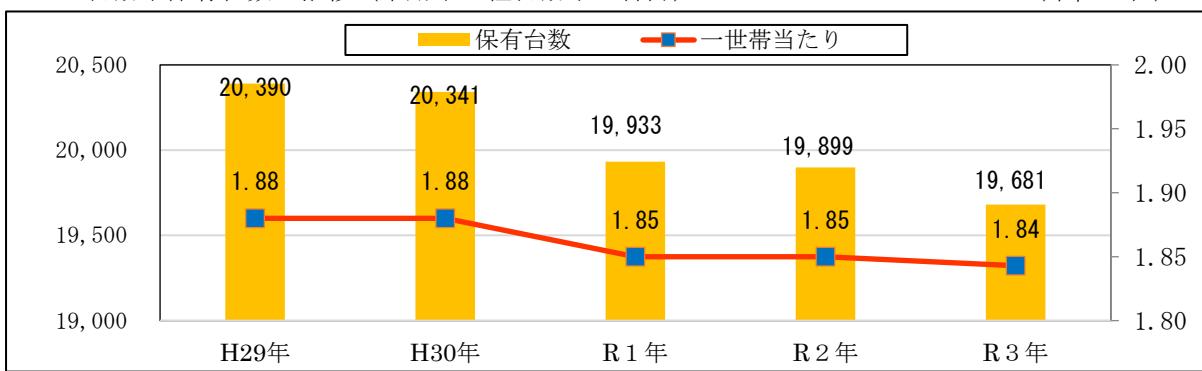
(総務企画部市民課 住民基本台帳における各年9月30日時点)

イ 交通

令和3年度の自動車保有台数（乗用車と軽自動車の合計）は19,681台で、1世帯当たりの保有台数は1.84台となっています。

■ 自動車保有台数の推移（乗用車と軽自動車の合計）

(単位：台)



(東北運輸局自動車技術安全部：年度末時点)

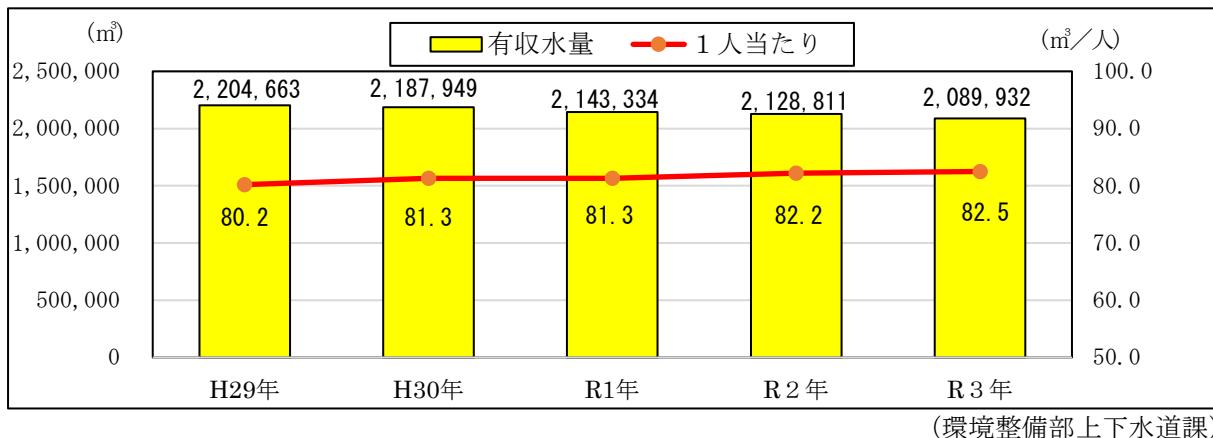
ウ 水道

令和3年度の有収水量は2,089,932m³で、平成29年度と比べて5.2%減、令和2年度と比べて1.8%

減となっています。

一方、令和3年度の市民一人当たりの有収水量は82.5m³/人であり、トイレの水洗化等、ライフスタイルの変化に伴い、平成29年度と比べて2.3%増加しています。

■ 水道有収水量の推移



(3) 生活環境

ア 大気環境

市の放射線に対する取組として、市内11小学校の校庭（地上高1m、50cm、5cm）の空間放射線量を測定しており、全ての小学校で、国の定めた放射性物質の除染基準を下回りました。

国の除染基準は、空間線量で1時間当たり0.23μSv（マイクロシーベルト）、年間1mSv（ミリシーベルト）となっています。

■ 市内小学校校庭空間放射線量測定結果

(単位：μSv/時)

小学校	地表高	測定年月				
		H29.10	H30.10	R1.10	R2.10	R3.10
遠野	1m	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05
	50cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
	5cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
綾織	1m	0.06	0.04	0.06	0.06	0.04
	50cm	0.06	0.05	0.06	0.06	0.04
	5cm	0.06	0.05	0.06	0.06	0.04
小友	1m	0.05	0.05	0.05	0.05	0.03
	50cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04
	5cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
附馬牛	1m	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	50cm	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	5cm	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04
遠野北	1m	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
	50cm	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05
	5cm	0.05	0.07	0.05	0.05	0.05
土淵	1m	0.07	0.05	0.05	0.05	0.05
	50cm	0.06	0.06	0.05	0.05	0.06
	5cm	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06
青笹	1m	0.06	0.05	0.05	0.05	0.06
	50cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
	5cm	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05
上郷	1m	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04
	50cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
	5cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
宮守	1m	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04
	50cm	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	5cm	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04
達曾部	1m	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04
	50cm	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04
	5cm	0.05	0.06	0.04	0.04	0.04

鰐沢	1 m	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05
	50cm	0.05	0.04	0.04	0.04	0.05
	5 cm	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05

注 測定値は、5回測定した平均値です。 (環境整備部環境課)
令和3年度から、年間測定回数を1回に変更しました(令和2年度まで年6回実施)。

イ 水環境

< 河川 >

河川の水質調査は、公共用水域でA類型指定となっている2河川4箇所、類型指定のない8河川9箇所、小友町外山地区のメガソーラ関連3箇所の計16箇所で実施しました。

水質検査の調査項目及び結果は次のとおりです(基準値を超えた箇所はありません。)。

■ 水質調査の調査項目

A類型	環境省が河川の水の利用目的等に応じてA A類型からE類型まで定めており、A類型が最もきれいな河川です。県内の河川は岩手県で類型指定しています。
水素イオン濃度(pH)	水溶液の性質を示す指標です。pH 7のとき中性、数値が上がるとアルカリ性、低くなると酸性を示します。河川水は通常7付近ですが、下水や工場排水、植物プランクトンの光合成等により数値が増減します。
生物化学的酸素要求量(BOD)	20°C・5日間で微生物が、河川水や排水中の汚染物質(有機物質)を分解するときに必要とする酸素量をいいます。この数値が大きいほど、汚染物質が多いことを示しています。
浮遊物質量(SS)	水中に懸濁している不溶性物質の総称であり、「懸濁物質」と呼ぶ場合もあります。 水の濁りの原因となるものとして、粘土、有機物、プランクトンのほか各種産業排水や生活排水中の微細な物質などが挙げられる。
溶存酸素量(DO)	溶存酸素とは、一般に液相中または水中に溶解している分子状酸素をいいます。 溶存酸素量は、水温や気圧、他の溶質の影響を受け、水温の上昇とともに減少し、大気中の酸素分圧に比例して増加します。 河川の上流では、ほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれていますが、下水や工業排水等に汚染された下流では、有機腐敗性物質や他の還元性物質などによって消費されることから、この数値が小さいほど、汚染の度合いが高いことを示しています。

■ A類型河川の水質調査4項目2回のうち、過去5年間に基準値を超えた回数 (単位:回)

類型	水採取場所	H29	H30	R1	R2	R3
A類型	猿ヶ石川(駒木橋付近)	0	0	0	0	0
	猿ヶ石川(遠野浄化センター付近)	0	0	0	0	0
	猿ヶ石川(JR釜石線猿ヶ石橋梁付近)	1	0	0	0	0
	小友川(常楽寺橋付近)	0	0	0	0	0

(環境整備部環境課)

■ 令和3年度市内河川水質調査結果

項目	水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素 要求量(BOD)		浮遊物質量 (SS)		溶存酸素量 (DO)		
環境基準(A類型)	6.5以上 8.5以下		2 mg/l以下		25 mg/l以下		7.5 mg/l以上		
年度 河川名	R 3	H29	R 3	H29	R 3	H29	R 3	H29	
A類型	猿ヶ石川 (駒木橋附近)	7.6	7.3	<0.5	<0.5	3	4	9.4	10.0
		7.5	7.5	0.8	<0.5	<1	6	12	13.0
	猿ヶ石川 (遠野浄化 センター付近)	7.7	7.2	<0.5	0.6	2	2	8.7	9.4
		7.7	7.5	0.8	0.6	1	3	12	14.0
	猿ヶ石川 (JR釜石線猿ヶ石 川橋梁付近)	7.6	7.4	0.5	2.1	3	4	9.6	9.6
		7.6	7.5	0.8	0.5	1	4	12	13.0
	小友川 (常楽寺橋付近)	7.7	7.5	<0.5	0.5	1	3	9.6	9.9
		7.7	7.7	<0.5	0.6	<1	<1	12	14.0

項目	水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素 要求量(BOD)		浮遊物質量 (SS)		溶存酸素量 (DO)		
年度 河川名	R 3	H29	R 3	H29	R 3	H29	R 3	H29	
類型指定 なし	長野川 (大洞橋付近)	7.7	7.5	<0.5	<0.5	1	2	9.2	9.8
		7.9	7.8	<0.5	<0.5	56	<1	12	14.0
	来内川 (栃洞橋付近)	7.7	7.6	<0.5	<0.5	3	4	9.4	9.9
		7.5	7.6	0.8	<0.5	1	2	12	13.0
	来内川 (長洞橋付近)	7.6	7.3	<0.5	<0.5	3	4	9.5	9.8
		7.3	7.4	0.5	<0.5	1	4	12	13.0
	猫川 (羽場橋付近)	7.6	7.4	<0.5	<0.5	3	<1	9.0	9.5
		7.6	7.4	0.7	<0.5	<1	<1	12	13.0
	宮守川 (吉金橋付近)	8.0	7.9	<0.5	0.6	3	3	9.5	11.0
		7.8	7.8	0.5	0.5	<1	1	13	14.0
小友町 外山地区 ・ 宮守町 柏木平地区	塚沢川 (塚沢橋付近)	8.0	8.0	<0.5	0.5	2	4	9.5	10.0
		8.1	8.0	0.5	<0.5	<1	1	12	14.0
	宿川 (立川橋付近)	7.8	7.7	<0.5	<0.5	1	2	9.7	10.0
		7.8	7.8	0.6	<0.5	<1	1	11	13.0
	家老沢川 (沢田橋付近)	7.8	8.0	0.5	0.5	1	1	9.3	9.5
小友町 外山地区 ・ 宮守町 柏木平地区		8.0	7.8	<0.5	<0.5	<1	<1	13	14.0
	清水川 (下鱒沢12地割)	8.0	7.9	<0.5	<0.5	2	1	9.8	11.0
		8.1	8.2	<0.5	<0.5	1	<1	12	12.0
	猿ヶ石川 (篠見橋付近)	7.4	-	<0.5	-	3	-	9.5	-
		7.5	-	0.5	-	1	-	12	-
	小友川 (鮎貝橋付近)	7.7	-	<0.5	-	1	-	9.7	-
		8.0	-	0.6	-	<1	-	12	-
	外山川 (事業所前)	7.3	-	0.5	-	<1	-	9.0	-
		7.5	-	0.5	-	<1	-	12	-

注1 「<」は未満表示(定量下限値)

(環境整備部環境課)

2 測定は年2回実施(上段・9月、下段・2月)

3 小友町外山地区及び宮守柏木平地区は、太陽光発電事業による濁水関係で河川状況を把握するために測定場所として追加しました。

< 生活排水 >

生活排水対策事業として、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業を実施しています。

令和3年度末における公共下水道（遠野処理区と宮守処理区を合算）の汚水処理人口普及率は44.2%、農業集落排水の汚水処理人口普及率は2.9%、浄化槽の汚水処理人口普及率は25.5%です。

また、令和3年度末における各汚水処理施設の整備区域内の水洗化率は、公共下水道89.6%、農業集落排水97.0%、浄化槽48.1%であり、市全体では67.8%となっています。

■汚水処理人口普及率、水洗化率等の推移

年 度 総人口	汚水処理人口普及率					
	区域内人口					
	下水道			農業集落 排水	浄化槽	合計
遠野処理区	宮守処理区	計				
H29年度 27,504人	40.9%	3.9%	44.7%	3.0%	21.6%	69.3%
	11,238人	1,065人	12,303人	820人	5,924人	19,047人
H30年度 26,899人	41.5%	3.8%	45.2%	3.0%	22.8%	71.0%
	11,153人	1,020人	12,173人	800人	6,123人	19,096人
R 1 年度 26,378人	40.5%	3.9%	44.4%	3.0%	24.1%	71.5%
	10,695人	1,017人	11,712人	790人	6,362人	18,864人
R 2 年度 25,896人	40.3%	3.8%	44.1%	2.9%	25.0%	72.0%
	10,443人	972人	11,415人	757人	6,478人	18,650人
R 3 年度 25,329人	40.4%	3.7%	44.2%	2.9%	25.5%	72.5%
	10,242人	941人	11,183人	725人	6,455人	18,363人

注1 汚水処理人口普及率 (%) (汚水処理施設を使用できる区域の人口／市の総人口) × 100

2 「総人口」は、各年度末時点における住民基本台帳登録者の数です。

3 「浄化槽」欄の区域内人口は、浄化槽を利用している人口です。

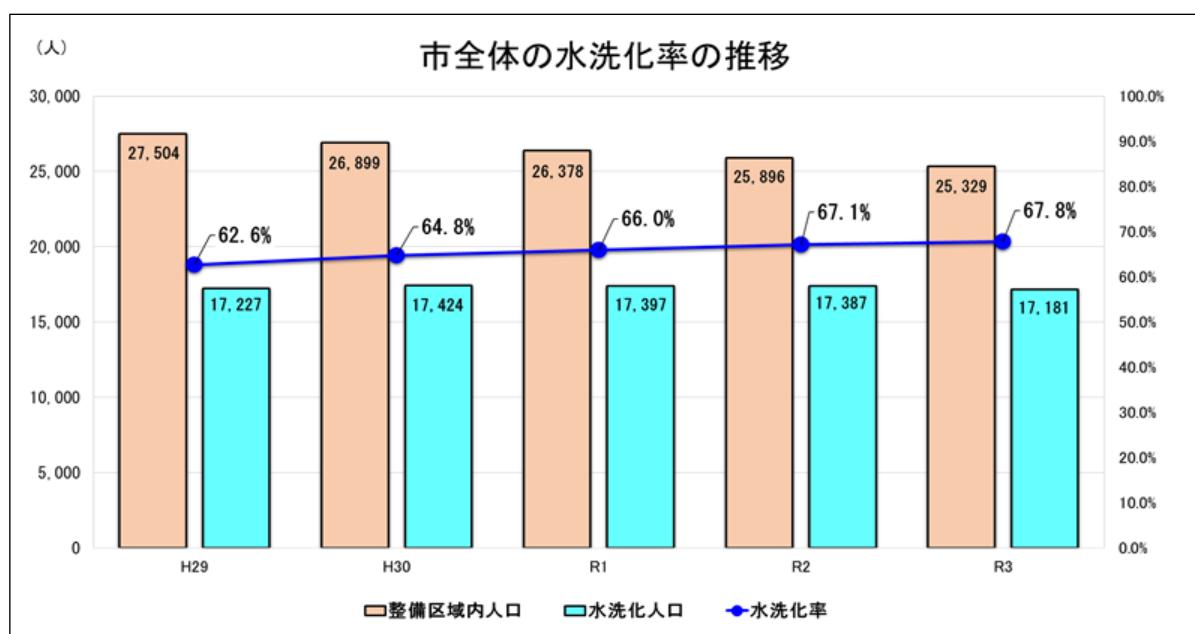
■ 汚水衛生処理率及び水洗化率

年 度 総人口	汚水衛生処理率					
	水洗化率					
	水洗化人口					
遠野処理区	宮守処理区	計	農業集落 排水	浄化槽	合計	
H29年度 27,504人	35.3%	2.7%	38.0%	2.8%	21.8%	62.6%
	86.3%	70.0%	84.9%	94.8%	41.7%	62.6%
	9,703人	746人	10,449人	777人	6,001人	17,227人
H30年度 26,899人	36.2%	2.7%	38.9%	2.8%	23.1%	64.8%
	87.4%	70.3%	85.9%	95.4%	44.5%	64.8%
	9,744人	717人	10,461人	763人	6,200人	17,424人
R 1 年度 26,378人	36.1%	2.7%	38.7%	2.9%	24.4%	66.0%
	88.9%	69.5%	87.2%	95.3%	46.3%	66.0%
	9,511人	707人	10,218人	753人	6,426人	17,397人
R 2 年度 25,896人	36.6%	2.7%	39.3%	2.8%	25.0%	67.1%
	90.8%	71.4%	89.1%	97.1%	47.2%	67.1%
	9,480人	694人	10,174人	735人	6,478人	17,387人
R 3 年度 25,329人	36.9%	2.6%	39.6%	2.8%	25.5%	67.8%
	91.3%	71.1%	89.6%	97.0%	48.1%	67.8%
	9,354人	669人	10,023人	703人	6,455人	17,181人

注1 汚水衛生処理率 (%) (汚水処理施設の使用人口／市の総人口) × 100

2 注水洗化率 (%) (汚水処理施設の使用人口／汚水処理施設を使用できる区域の人口) × 100

3 「浄化槽」欄の使用人口は、下水道整備区域内の浄化槽設置人口を含みます。



(環境整備部上下水道課)

< し尿 >

市内のし尿処理量は次のとおり推移しています。

人口の減少に伴い、し尿処理量も減少傾向となっています。

■ し尿処理量

(単位 : kℓ)

	H29年度	H30年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
し尿処理量	18,191	18,188	17,399	17,105	17,024

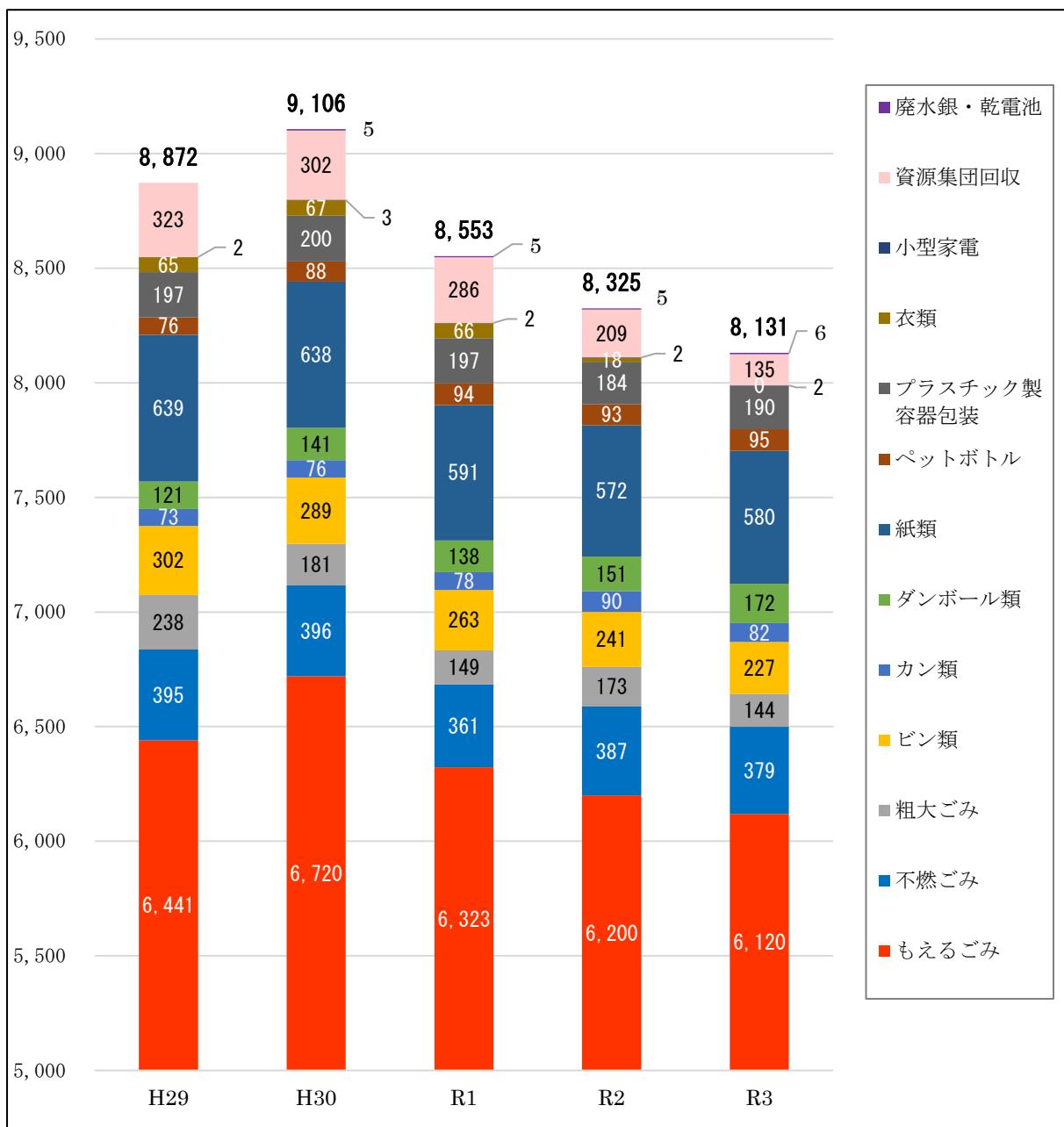
(環境整備部環境課)

ウ 廃棄物

平成 29 年度から令和 3 年度までのごみ排出量の推移は次のとおりです。ごみ総排出量は、令和元年度から減少に転じています。

■ 市内すべてのごみ収集量の推移

(単位 : t)



(環境整備部環境課)

■ ごみ減量化に向けた助成実績の推移

	単位	H29年度	H30年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
生ごみ処理容器	基	39	23	24	6	5
生ごみ処理機	基	1	2	4	3	5
資源集団回収奨励金事業	団体	55	53	55	47	36
資源集団回収量	t	322	302	286	209	135

(環境整備部環境課)

エ 公害苦情

典型 7 公害（下表参照）に関する苦情件数は、水質汚濁 1 件、悪臭 1 件となっています。

水質汚濁は、屋外の家畜糞尿が大雨により河川へ流れ込んだものです。

なお、報告件数は、令和 2 年度からは現地で確認することができたものに改めています。

■ 公害苦情発生状況

(単位：件)

	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計
H29年度	0	0	0	0	0	0	1	1
H30年度	0	0	0	0	0	0	1	1
R1年度	0	0	0	0	0	0	1	1
R2年度	0	1	0	0	0	0	3	4
R3年度	0	1	0	0	0	0	0	1

(環境整備部環境課)

(4) 環境保全活動

ア 活動の状況

『環境フロンティア遠野』は、遠野市環境基本計画を市民の立場から推進することを目的とする市民環境団体で、18団体5個人の会員で活動しています。

令和3年度は、標語・ポスターコンクール、写真コンテストを行い、「明日の遠野の環境を考えるフォーラム2021」で表彰を行ったほか、小学生2組と1団体の活動事例発表、環境に関する講演会を行い、環境保全意識の啓発活動に取り組みました。

■ 環境フロンティア遠野構成団体の環境活動（令和3年度）

団体名	主な活動内容
岩手県建設業協会遠野支部	環境美化活動、市街地水路の清掃、遠野かつばロード及びモニュメントの清掃、早瀬川河川敷の草刈り
岩手県建築士会遠野支部	景観形成に関する調査・研究・発信
岩手県自動車整備振興会遠野支部	沿道の草刈り、道路清掃
岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合遠野支部	ごみの減量推進、各種研修会の実施
上猿ヶ石川漁業協同組合	河川清掃、稚魚放流、猿ヶ石川再生事業
NPO法人遠野エコネット	森のデイキャンプ、夏のエコキャンプ、間伐等森林整備事業、遠野・薪づくり俱楽部開催、炭焼き体験会、山仕事はじめの一歩講座、森業俱楽部等
遠野市公衆衛生組合連合会	ごみの減量・資源化の推進（集団資源回収、生ごみ処理容器購入助成）、地域環境美化活動の推進、河川清掃
遠野市地域婦人団体協議会	環境問題への取組と生活の合理化の推進（マイバッグ運動、花いっぱい運動、駅前清掃）
遠野市母子寡婦福祉協議会	清掃、環境美化活動
遠野市PTA連合会	河川清掃、環境美化活動、集団資源回収
遠野商工会	環境美化活動、清掃活動、まちかどギャラリー
遠野地区更生保護女性の会	他団体との連携による環境保全活動の推進、花いっぱい運動、草取り・花植えによる保育園・小学校との交流
遠野地方森林組合	木工団地内道路清掃・剪定・草刈り、環境整備奉仕作業、遠野市緑化祭での植樹指導
JAIいわて花巻遠野地域営農グループ	草刈り、道路清掃等環境整備
蓮池川を考える会	蓮池川周辺の草刈り等川辺周辺の環境整備、排水路泥上げ作業
遠野青年会議所	他団体との連携による環境保全活動の推進
遠野すずらん振興協同組合	環境保全啓発活動
マルヰ産業株式会社	環境保全啓発活動
個人会員	ごみ減量の実践、環境保全啓発活動

(5) 各町の主な取組状況

【遠野町】

=地区目標=

- 城下町としての街並みや景観の保全に努めます。
- 道路清掃、河川清掃、鍋倉公園清掃、花いっぱい運動など環境美化活動に取り組みます。
- ごみの減量化やリサイクルを促進します。
- 動植物に配慮した環境づくりを推進します。
- 環境学習・環境保全活動の取組を推進します。

= 実績 =

目標	取組状況	実施日	参加者数
城下町としての街並みや景観の保全	市街地において、昔から伝わる祖靈迎えの年中行事「まつ火焚き」を実施し、町家の盆行事の景観づくりに努めました。	8/13～14	50世帯
環境美化活動の推進	町内一斉道路清掃、各自治会における「花いっぱい運動」及び河川清掃の実施により、町内の環境美化活動に取り組みました。	4/4 6～9月 8/1	全世帯 500人 1,100人
	春季・秋季清掃週間に合わせて、町内の清掃点検を実施し、環境美化に努めました。	4/19～25 9/20～26	全世帯
ごみの減量化やリサイクルの促進	各自治会において、ごみの正しい出し方やごみの減量化などの推進に努めました。	通年	全世帯
動植物に配慮した環境づくり	早瀬町の小川の環境整備に取り組み、ホタルの生息地づくりを継続して実施しています。	通年	延べ200人
環境学習・環境保全活動の推進	小学校及び児童館において、水生生物調査などのエコクラブ活動に取り組み、環境保全への理解を深める活動をしました。	通年	小学校、児童館

【綾織町】

=地区目標=

- 花いっぱい運動を推進し、環境美化に努めます。
- 動植物に配慮した環境づくりに努めます。
- ごみの減量、分別に努めます。
- 文化財及び遠野遺産の保存と景観の保全活動を推進します。

= 実績 =

目標	取組状況	実施日	参加者数
花いっぱい運動、環境美化の推進	各行政区に花苗と肥料を配布し、公民館や観光施設、主要道路沿いに花を植栽し、草取りなどの管理をしながら、全町的な景観形成及び美化運動に取り組むことができました。	6/20～9/30 6/20・21 花の植栽	延べ 1,000人
	春季・秋季清掃週間に併せて、町内各戸が環境美化に取り組むとともに、清掃点検を実施し、環境美化に努めました。	4/19～25 9/20～26	全世帯
	綾織町公衆衛生組合において、町内のごみ集積所付近を巡回・点検する環境パトロールを実施し、不法投棄の防止と環境整備の状況把握に努めました。	5/6 11/4	延べ 18人
動植物に配慮した環境づくり	市内一斉河川清掃は、水生生物に配慮しながら、雑草・雑木の刈払いやごみの除去作業を行いました。	8/1	434人
ごみの減量、分別の推進	公衆衛生組合長が中心となり、ごみの正しい出し方や減量化に努め、ごみ減量スローガンの幟を設置し、地区民に対する周知活動を積極的に行いました。	通年	全世帯
文化財及び遠野遺産の保全活動の推進	遠野遺産「熊野神社鳥居修復工事」、「駒形神社歴史、由来の表示板設置工事」を実施しました。他遺産の草刈り等の保全活動も実施しました。	通年	全世帯

【小友町】

=地区目標=

- 巖龍神社や藤沢の滝周辺の環境保全に努めます。
- ホタルの保護に努めます。
- 耕種農家と畜産農家が連携した環境保全型農業を推進します。
- 身近な川で水質調査を実施し、水辺を利用した環境教育を推進します。
- 花いっぱい運動を推進し、環境美化に努めます。
- ごみの減量、分別に努めます。

= 実績 =

目標	取組状況	実施日	参加者数
環境保全活動	観光客が多く訪れる巖龍神社や藤沢の滝周辺の草刈りやごみ拾い等環境保全に努めました。各地域の農村公園の草刈、公衆トイレの定期的清掃に努めました。	6/1～10/31	延べ170人
	春、秋の大掃除週間に併せて実施して、環境美化に町全体で取り組みました。 ・春の町内一斉ゴミ拾いの実施 ・秋の町内一斉清掃の実施	4/18～24 9/20～26	全世帯
水質環境保全の推進	河川敷の草刈りを町民総参加で行いました。 水生植物などの調査を、小学校の協力により実施しました。	8/7	延べ370人
花いっぱい運動	小友町農産物直売所（ともちゃん）や地区センターをはじめとする公共機関や各地区の花壇に植栽して環境美化に努めました。 並行して、草刈り、草取りを実施し環境保全に努めました。	5/1～31 その他 秋	延べ200人
廃棄物の減量化やリサイクル率の向上	各行政区自治会の生活環境協議会を中心として、ごみの正しい出し方やごみの減量化等の推進に努めました。	通年	全世帯
その他	小友町内を中心として、ごみ集積所を巡回する環境パトロールを実施しました。	8/7	8人

【附馬牛町】

= 地区目標 =

- 猿ヶ石川の源流域として、水質保全を図ります。
- 河川清掃活動や花いっぱい運動等の環境美化活動を推進します。
- 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）運動を推進し、ごみの減量化に努めます。
- 豊かな自然環境を守るため、環境保全活動の意識醸成に努めます。

= 実績 =

目標	取組状況	実施日	参加者数
猿ヶ石川の源流域としての水質保全	附馬牛児童館利用者（小学生）を対象とした水生生物による水質調査は台風のため中止となりました。	7/29予定 (中止)	—
	市内一斉河川清掃の実施により、河川周辺の環境美化及び水質保全意識の醸成に努めました。	8/1	289人
環境美化活動の推進	花いっぱい運動において、行政区ごとに花の植栽や除草を行い、環境美化活動の推進を図りました。	6～10月	延べ 170人
	河川清掃と併せ、小学生とその家族が、町内の空き缶等のごみ拾いを行い、環境美化活動を行いました。	8/1	15人
3 R 運動の推進とごみの減量化	春季・秋季清掃週間に併せて、町内各戸が環境美化に取り組むとともに、清掃点検を実施し、環境美化に努めました。	4/19～25 9/20～26	全世帯
	町内ミニ広報誌「早池峰」において、ごみの出し方（分別ごみ）について掲載し、家庭でできる環境保全に対する意識の向上を図りました。	12/16	全世帯
環境保全活動の意識醸成	花いっぱい運動を開催し、行政区ごとに花の植栽や除草を行い、環境美化活動の推進を図りました。	6～10月	延べ 170人
	附馬牛町内の集積所確認を中心に町内を巡回、パトロールし、環境保全意識の向上を図りました。	6/3 10/7	延べ 16人

【松崎町】

=地区目標=

- 花いっぱい運動の環境美化活動や、道路・花壇の清掃活動を推進します。
- 田園風景にふさわしい景観を維持・保全します。
- 自然環境の整備・再生を推進します。
- 地域イベント等でのごみ削減に努め、リサイクルを推進します。

= 実績 =

目標	取組状況	実施日	参加者数
環境美化運動の推進	市内一斉河川清掃による河川環境の美化を推進しました。マリーゴールド等10,000本を道路沿い並び地域の花壇に植栽する「花いっぱい運動」の実施により町内道路沿いの環境美化に寄与することができ、これらの事により町民の環境保全意識の醸成にも寄与しました。	4月～10月	延べ 約2,100人
	地区センター、福祉センターを利用する団体が施設周辺の草取りや花の植栽を行いました。またサッカー場を利用する団体が、ごみ拾いを行い、環境美化の高揚に努めました。	5月～10月	延べ 約200人
田園風景の景観維持・保全	4月第一日曜日に町内一斉の道路清掃を行い道路の景観維持に努めました。春先の猿ヶ石川河川の野焼きを各行政区で行い、猿ヶ石川の景観維持に努めました。 ホタルが生存しやすい生息地調査及び環境の整備を行いました（まちづくりプロジェクトチーム）。5月は子供の節句時期に谷川に鯉のぼりを掲揚し田園風景の景観保全に努めました（上の山集落）。	4月～8月	延べ 約1,000人
自然環境の整備・再生の推進	猿ヶ石川の桜並木を維持する為、桜の木の剪定、枯れた桜の木の撤去、周辺の環境整備を行いました。 また、桜並木の再生の為、桜の苗木の植栽も行いました。休耕地を利活用自し遠野伝統野菜、根菜類を中心に作付けし自然環境の再生に努めました。	4月～6月	延べ100人
ごみの減量とリサイクル	各区の公衆衛生組合長を中心として、ごみの正しい出し方やごみの減量化、リサイクルの推進に努めました。	通年	全世帯
その他	公衆衛生組合において、巡回・点検する環境パトロールを実施し、環境整備の状況把握に努めました。	9/1 10/6	21人

【土淵町】

=地区目標=

- 水源のかん養・環境保全に努めます。
- 民話のふるさとを醸し出す自然景観の保全や伝統的風習の継承に努めます。
- 森や川に親しむ環境学習会を開催します。
- 花いっぱい運動の推進や環道路清掃を実施し、環境美化活動などを積極的に推進します。

= 実績 =

目標	取組状況	実施日	参加者数
水環境の保全美化の推進	河川清掃などの際に、大杉自治会有志及び土淵地区環境保全活動協議会でカッパ淵から9区地内を流れる蓮池川の川底からのごみ拾いや草刈りを実施し、水のきれいな川づくり、水辺の動植物復元に努めました。	通年	約20人
	市の観光資源である「カッパ淵」の景観を守るために蓮池の水草の撤去を大杉自治会有志で行いました。 また、カッパ淵周辺の草刈りも行いました。	6～8月	10人

水源の涵養・環境保全の推進	柄内地区堆肥生産利用組合では、畜産農家から出される糞尿を良質の堆肥にし、有機資源として農地に還元する「柄内土づくりセンター」を活用し、耕畜連携による環境保全型農業の推進に努めました。	通年	約10人
自然景観の保全や伝統的風習の継承	町内一斉道路清掃を行い沿道の空き缶ペットボトルの回収や、路肩の泥上げを行いました。	4/4	544人
	土淵町地域づくり連絡協議会及び各自治会において「花いっぱい運動」に取り組み、観光地である伝承園付近の沿道及び隣接する農村公園にマリーゴールド等を植栽し、環境美化に努めました。	4~11月	約100人
	市内一斉河川清掃で、草刈り・ごみ拾いを実施しました。 各区長、市役所退職者の会及び土淵町老人クラブが中心となり土淵地区センターの生垣整備を行いました。 また、行政区自治会長連絡会において、町内の各ごみ集積所の点検を行いました。	4/1 8/5 9/2	588人 15人 8人
環境学習会の開催や環境美化活動の推進	土淵小学校児童と父母、遠野東中学校に通う土淵出身の子ども達が、ビンやアルミ缶、紙類等の資源回収に努めました。 毎月、地区センターで発生するゴミの重量を計り、減量化の意識高揚に努めました。	通年 毎週金曜日 毎月	土小児童会等 3名

【青笹町】

= 地区目標 =

- 花いっぱい運動を推進するとともに、河川清掃、国道沿線の草取り、身近な道路の清掃等に積極的に取り組み環境美化に努めます。
- 遠野遺産等の文化財の保存と継承の活動を推進します。
- 資源物や有価物回収の取り組みを促進するとともに、廃棄物の減量化に努めます。
- 自然環境の保全と環境学習の励行を推進します。

= 実績 =

目標	取組状況	実施日	参加者数
環境美化運動の推進	春季・秋季大掃除、市内一斉河川清掃、及び町内の主要道と公共施設周辺への花いっぱい運動の取組により、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。 新型コロナウイルス感染症対策等により、参加者は減となりました。	4~12月	約1,900人
	青笹町のシンボル的施設である青笹町民俗館外周の清掃を町内単位老人クラブが輪番制で定期的に行い、良好な景観の保持と環境美化に努めました。	4~10月	約130人
	青笹町老人クラブ連合会の奉仕活動として、青笹地区センター周辺の清掃及び草刈り・草取り、樹木の剪定をし、地域環境美化に努めました。 また、今年度から地連協との共同作業も2度実施しました。	6~10月	約60人
	小・中学校の夏休み期間における親子行事として、行政区単位に市道沿線等のごみ拾い活動に取り組み、環境美化意識の高揚に努めました。	8/1、8/7	148人
文化財の保存活動の推進	青笹町しし踊り保存会の協力の下、保育園及び小学校において園児及び児童を対象に各年代に合った内容・レベルの練習機会を設けて踊り習得に取り組みました。 また、有形文化財の保全活動では、青笹八幡宮の鳥居修繕事業と中妻観音堂の修復事業が完了しましたことで、地域での様々な取り組みが話し合われています。	4~11月	約450人

資源回収活動の推進	青笹小学校 P T A と東中学校の青笹町生徒が中心に町内全域を対象とした資源回収活動を行い、有価資源のリサイクルの普及・機運醸成に努めました。 また、行政区単位での資源集団回収への取組を働きかけました。9月予定の2回目の活動は、新型コロナウイルス感染症対策により中止となりました。	6/26	約150人
自然環境の保全と環境学習の励行	夏季及び秋季の町内環境パトロールに併せ、峠・山間部の水源地付近で、ごみ不法投棄が懸念される場所の巡回活動を行いました。 中学校の水生生物による水質調査は、中止しました。	7/21～8/31 11/18～12/14	約20人

【上郷町】

=地区目標=

- 大峰鉱山跡地の白樺樹林の保全に努め、体験学習の場として活用を図ります。
- 河川の水質保全と環境整備に努めます。
- 環境パトロールや道路清掃の活動を通じ、環境美化に努めます。
- 遠野遺産をはじめとした名所旧跡周辺の環境美化に努めます。

= 実績 =

目標	取組状況	実施日	参加者数
大峰鉱山跡地における白樺樹林の保全及び体験の場としての活用	地元の児童を対象に特産である白樺樹液の採取体験学習を実施し、次代を担う子どもたちが自然とのふれあいを深める場を創出するとともに、白樺樹林周辺の環境整備を実施することで、環境保全活動の推進と環境保全意識の高揚に努めました。	4/1～4/30 4/13 体験学習	44人
河川の水質保全と環境整備	町内一斉河川清掃を実施し、雑草、雑木の刈り払いやごみの除去作業を行い、河川の環境整備に努めました。	7/18 8/1	704人
環境美化活動	花いっぱい運動を展開し、各行政区それぞれの工夫を凝らした花壇を整備しました。 ごみ集積所や不法投棄多発現場の巡回パトロールを2回実施し、意見交換や勉強会を開いたことで、ごみの分別の徹底と不法投棄の防止に対する意識の向上を図りました。	4/1～10/31 6/3 10/7	624人 29人
名所旧跡周辺の環境美化	町内ミニ広報誌「コミュニティーかみごう」において、正しいごみの分別方法などの記事を掲載し、家庭でできる環境保全に対する意識の向上を図りました。	毎週 第3木曜日	全町民

【宮守町宮守地区】

=地区目標=

- 花いっぱい運動を推進し、環境美化に努めます。
- 親水公園の環境整備を推進し、環境美化に努め生態系の保全に取り組みます。
- 環境学習に取り組み、自然環境の保全を継承します。
- 遠野遺産等の文化財の保全と継承活動を推進します。

= 実績 =

目標	取組状況	実施日	参加者数
花いっぱい運動の推進	各自治会を中心に国道沿いや市道沿いの花壇等に花を植栽し、環境美化に努めました。	6月～10月	316人
環境整備・環境美化活動の推進	河川の環境保全を目的に、町内全域で住民総出による河川の草刈り及びごみ拾い等を実施し、環境整備に努めました。	6/6	443人

	親水公園の環境整備として草刈りを行い、環境美化活動に努めました。	6/27	27人
環境学習の取組	町内小中学校の子供会で夏休み期間等にビンやアルミ缶、紙類等の廃品回収を行い、リサイクルの推進に努めました。	通年	
遠野遺産等の文化財の保全と継承活動	みんなで築くふるさと遠野推進事業等を活用し、遠野遺産等の文化財の保全に努めました。	6/20 9/12	128人

【宮守町達曾部地区】

=地区目標=

- 道路清掃、花いっぱい運動等を推進し、環境美化に努めます。
- 稻荷穴名水の湧水や河川等の環境保全に努めます。

= 実績 =

目標	取組状況	実施日	参加者数
環境美化の推進	各自治会等が主要道路沿いを中心に道路清掃活動を行い、生活環境への関心と愛着を持たせることで、道路の愛護や地域の環境美化意識の高揚に努めました。	4月～12月	約590人
	各自治会住民や団体等により主要道路沿い、通学路沿い、公共施設花壇などに花いっぱい運動を実施し、花苗の植栽による環境整備に努めました。	6月上旬	約160人
環境保全の推進	各自治会住民による主要河川の草刈り及びごみ拾い等を実施し、環境保全に努めました。	6/6	約290人
	各行政区の公衆衛生組合長等により、ごみ集積所付近の違反ごみの有無や不法投棄パトロールを実施し、違反ごみの集積や不法投棄の防止と、ごみの正しい出し方・分別の徹底に努めました。 また、各自治会等ではビンやアルミ缶、紙類等の廃品回収を行い、リサイクルの推進に努めました。	4月～12月	延べ 約100人
	地域団体等で稻荷穴周辺の草刈り・清掃等を行い、環境保全に努めました。	通年	延べ100人

【宮守町鱒沢地区】

=地区目標=

- 河川清掃等により、河川環境の整備、保全に努めます。
- 花いっぱい運動の推進により、地区内の環境美化に取り組みます。
- 遠野遺産等の保存、修復により地域景観の保護と継承に努めます。
- 有価物等の回収の取組の推進により、環境意識を育みます。
- 地域の豊かな自然を活用したまちづくりに努めます。

= 実績 =

目標	取組状況	実施日	参加者数
河川の環境整備と保全	河川の環境保全を目的に、鱒沢地区内全域で住民総出による河川の草刈り及びごみ拾い等を実施し、環境整備に努めました。	6/6	171人
環境美化の推進	各自治会における「花いっぱい運動」事業の実施により、環境美化に努めました。	6月～12月	延べ143人
遠野遺産等の保存修復による景観の保護	みんなで築くふるさと遠野推進事業を活用し、地域住民の心のよりどころである遠野遺産「鞍迫観音堂」の参道整備と「高館八幡神社」の屋根塗装を行い遠野遺産の保護と継承に努めました。	5月～2月	29人
資源回収活動の推進	自治会活動で、地域住民が自主的に資源ごみを回収施設へ持参し、有価資源のリサイクルに努めました。	通年	

= 資 料 =

ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例

目 次

- 前 文
- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 基本方針（第8条—第11条）
- 第3章 基本施策（第12条—第25条）
- 第4章 審議会（第26条—第33条）
- 附 則

民話のふるさと遠野市は、早池峰山の麓に抱かれた、水清く、空気が澄み、緑豊かな、北上高地の中央に開けた盆地のまちである。この恵まれた自然環境のもとに、遠野特有の文化が創造され、現代に受け継がれてきた。

しかし、急激に成長した今日の社会経済活動は、私たちに物の豊かさや生活の便利さをもたらした一方で、環境への負荷を増大させ、自然生態系のみならず、全ての生物の生存基盤である地球環境に大きな影響を及ぼすに至っている。

私たちは、自然の生態系の一部であることを自覚し、自然との共生の中で文化や文明を築き上げたことを忘れずに、環境への負荷の少ない生活様式を確立し、すべての生命が共存できるような社会を創らなければならない。

ここに、豊かな自然を愛する心を育みつつ連携を深め、貴重な自然環境を後世に残すという責務を認識し、自然環境と人間生活が調和する遠野型環境調和社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、遠野型環境調和社会の実現に向け、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市民、滞在者、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で潤いのある生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境 人間や生物の周囲にあって、意識や行動の面でそれらと何らかの相互作用を及ぼし合う自然環境、社会的環境及び文化的環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 遠野型環境調和社会 市の土地形態から区分した市街地区域、田園区域、里山区域及び森林区域の4領域で、住民がそれぞれの環境特性と課題に配慮しながら活動し、各領域間が協調を図り、総合的に自然環境との共生が形成される社会をいう。
- (4) 環境の保全及び創造 環境の自然的構成要素（大気、水、土壤、生物等をいう。）及び文化的構成要素（文化財、歴史的建造物等をいう。）に着目し、その保護及び整備を図ることによってこれを良好な状態に保持し、又は形成し、過去に損なわれた自然環境の再生と自然環境に配慮されなかつたものを修復することをいう。
- (5) 滞在者 市内を通過する者又は旅行等により市内に滞在する者をいう。
- (6) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋汚染その他の地球全体の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (7) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (8) 遠野らしさ 厳しい自然条件や社会の営みから創出された歴史、文化、伝統等を市民が育み継承している中で、四季の彩りを演出している山並み、河川及び田園が見通し景観に配慮され、良好に維持されている状

態をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源が有限であることを自覚し、適正な管理と循環的な利用を推進し、及び環境への負荷をできる限り低減することによって、環境への負荷の少ない経済の発展を図りながら、持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制に努め、環境美化活動、資源回収活動その他の環境保全活動への積極的な参加に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第5条 滞在者は、滞在期間において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動において生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全し、並びに環境への負荷の低減及び事業場周辺の環境美化に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第2章 基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として、市民及び事業者との協働の下に、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等の多様な自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて適性に保全するとともに、失われた自然環境を再生すること。
- (3) 遠野らしい自然景観、歴史にはぐくまれた伝統及び社会的な環境との調和を図り、自然との豊かなふれあいを確保しながら、人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全及び創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、遠野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、遠野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、遠野市環境審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとす

る。

第3章 基本施策

(施策の配慮)

第12条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者自らが環境調査及び環境に及ぼす影響の検討を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第14条 市は、環境の保全上の支障となる行為を防止するため、必要に応じて規制の措置を講ずるものとする。

(誘導措置)

第15条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるように、誘導に努めるものとする。

(施設整備等の推進)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地、河川その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備並びに森林の整備その他の環境の保全及び創造に資する公共的事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(遠野らしい環境の保全)

第17条 市は、遠野らしい環境を保全するものとする。

2 市は、遠野らしい環境の保全及び創造に関し、自然とのふれあいの場の創出、緑化の推進、良好な景観の形成その他人に潤いと安らぎをもたらすため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市民、滞在者及び事業者は、遠野らしい環境を理解し、廃棄物の適正な処理並びに使用済の機器、資材及び遊休地等の適切な管理に努め、良好な自然環境及び生活環境の保全を尊重しなければならない。

(廃棄物の減量の推進等)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第19条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境教育及び学習の推進並びに広報活動の充実に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の活動促進措置)

第20条 市は、市民及び事業者又はこれらの組織する団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(民間団体等の参加)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、民間団体等の参加に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査等体制の整備)

第23条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する国際協力)

第25条 市は、国その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 審議会

(設置)

第26条 市の環境保全に関する基本施策等を調査し、審議し、及び評価するため、市長の諮問機関として、遠野市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第27条 審議会は、委員14人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の役職員
- (4) 公募による者

（任期）

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第29条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（特別委員）

第30条 審議会は、専門の事項を調査、審議及び評価するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、市長が必要と認める者のうちから委嘱し、調査等が終了したときは解職されるものとする。

（会議）

第31条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第32条 審議会の庶務は、環境整備部において処理する。

（委任）

第33条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第37号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。